

## 赤平市移住定住促進就職祝金交付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、赤平市内に居住する市内就職者に就職祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、市内への移住定住を促すとともに、市内企業の雇用の安定と活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内就職者 赤平市内の事業所等に就職するとともに、将来にわたって市内に生活の拠点を有する意思のある40歳未満の者をいう。
- (2) 新規学卒者等 中学校，高等学校，専門学校又は大学等のいずれかを卒業又は退学し，1年以内に市内の事業所等に就職し，かつ，市内に居住する40歳未満の者をいう。
- (3) 転入就職者 赤平市内へ転入するとともに，1年以内に市内の事業所等に就職した40歳未満の者をいう。

### (祝金交付対象者)

第3条 祝金交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日現在において赤平市に住民登録がされており，現に居住していること。  
ただし，転入就職者については，平成28年4月1日以降に転入した者とする。
- (2) 対象者が市税（市民税，固定資産税，軽自動車税及び国民健康保険税），使用料及び手数料等を滞納していないこと。
- (3) 対象者が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）でないこと。
- (4) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (5) 世帯員に外国人を含む場合は，当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき，日本国に永住権を有している者であること。

### (祝金の額等)

第4条 第1条の目的を達成するために，祝金として赤平商工会議所が発行するまごころ商品券で次に定める額を交付する。

- (1) 新規学卒者等 50,000円

(2) 転入就職者 30,000円

2 祝金は、就職後同一事業所において1年を経過した者に一括交付するものとし、支払は4月、8月、12月末日とする。

(交付の申請及び決定)

第5条 祝金の交付を受けようとする者は、赤平市移住定住促進就職祝金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、以前交付を受けた者が再度申請することはできない。

- (1) 住民票抄本
- (2) 在職証明書(様式第2号)
- (3) 卒業を証明する書類(新規学卒者等のみ)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請が就職後2年を経過した場合は、受給資格を失う。

3 市長は、第1項の申請書の内容を審査した上で祝金の交付を決定するとともに、赤平市移住定住促進就職祝金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(祝金の請求)

第6条 市長に対する祝金の請求は、赤平市移住定住促進就職祝金請求書(様式第4号)によらなければならない。

(祝金の返還命令)

第7条 市長は、祝金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その交付の決定を取り消すとともに、交付した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害その他特別な事由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する資格要件等に変更や虚偽の内容が認められたとき。
- (2) その他不正な手段によって祝金の交付を受けたとき。

(読替規定)

第8条 転入就職者の場合については、第3条第1号中「平成28年4月1日」とあるのは「平成28年3月1日」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 就労による転入の場合、第3条第1号中「平成28年4月1日」とあるのは「平成28年3月1日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。